

概要版

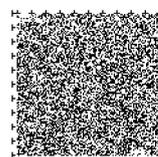
# 交野市第4次障がい者（児）福祉長期計画

令和3年度～令和8年度



令和3年3月

交野市



## 計画策定の趣旨

交野市では、平成 27 年に「交野市第3次障がい者(児)福祉長期計画」を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。

このたび、令和2年度をもって第3次計画の計画期間が終了することから、障がい者施策をめぐる社会動向や本市の現状、計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行い、新たに「交野市第4次障がい者(児)福祉長期計画」を策定します。

## 計画の位置づけ

○本計画は、「障害者基本法」第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、本市における障がい者施策の基本的な理念や方向性を定めた計画です。

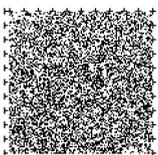
○本計画は、本市の最上位計画である「交野市総合計画」、福祉関連計画の上位計画である「交野市地域福祉計画」、その他関連計画及び国・大阪府の計画等との整合・連携を図りながら推進していきます。

## 計画の期間

○本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間です。

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
障がい者(児)福祉長期計画	第3次						第4次(本計画)					
	第4期			第5期			第6期			第7期		
障がい福祉計画	第4期			第5期			第6期			第7期		
障がい児福祉計画				第1期			第2期			第3期		

「障がい者(児)福祉長期計画」は、交野市の障がい者施策の取り組みの方向性を定める計画です。



## 基本理念

本計画では、本市のこれまでの取り組みを踏まえつつ、新たに以下の基本理念を掲げます。

障がいの有無にかかわらず、  
共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、  
互いに助け合い支え合えるまち 交野

## 基本的視点

### 1 障がい当事者の権利の尊重と参加・選択の機会の確保

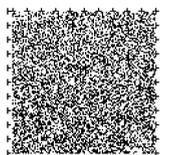
基本理念の実現のためには、何よりも障がいに基づくあらゆる差別をなくすとともに、地域・社会における障がい当事者の自己決定が尊重されなければなりません。就労・雇用・福祉サービスをはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がい当事者の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう取り組みます。

### 2 社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮の追求

「障害者基本法」では、障がいのある人を心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁」という社会との関係性によってとらえています。社会的障壁をなくすための負担が大きすぎない時は、必要かつ合理的な配慮をすることで、障がいのある人が排除される社会を変えていかなければなりません。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮を追求することは、すべての障がい者施策に共通する指針となります。

### 3 共に生きる地域社会の実現

障がいのある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、また、障がいの有無にかかわらず、相互の人格と個性が認められ、差異と多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に生きる地域社会の実現につながります。また、手話を含む言語その他の意思疎通の手段や文字情報の音声化等、情報の入手・利用の手段についても、選択の機会を拡大していくことで、誰もが社会の一員として尊重され、互いに助け合い支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。



# 施策体系図

## 基本理念

障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の一員として誰もが尊重され、

## 基本的視点

- 1 障がい当事者の権利の尊重と参加・選択の機会の確保
- 2 社会的障壁の除去・軽減のための合理的配慮の追求

## 基本目標

自立した地域生活の支援

社会参加の促進

共生社会の実現

障がい福祉サービスの整備・充実

保健・医療との連携強化

相談支援体制の強化

療育・保育・教育の充実

雇用・就労の促進

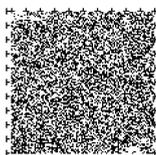
文化芸術・スポーツ活動等の推進

人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

安心・安全に暮らせる生活環境の整備

地域福祉の推進

## 分野別施策



# 障がい者施策の展開

## 基本目標 1 自立した地域生活の支援

### 分野1:障がい福祉サービスの整備・充実

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備・充実を図るとともに、人材の確保・育成に向けた取り組みを推進します。

#### ▶ 主な取り組み

訪問系サービスの  
充実

日中活動系  
サービスの充実

地域生活  
支援拠点等の整備

新規

施策の谷間と  
なっている  
分野への支援

### 分野2:保健・医療との連携強化

医療機関等と連携し、障がいや疾病のある人が適切な医療や支援を受けることができる体制づくりを進めます。また、障がい・疾病の早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

#### ▶ 主な取り組み

年代に応じた保健・  
医療サービスの充実

疾病の予防と早期発見

自立支援  
医療制度の周知

新規

### 分野3:相談支援体制の強化

障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応できるよう、関係機関と連携し、相談支援体制の充実や自殺対策の観点も踏まえた相談支援の実施、当事者が入手しやすい情報提供の充実を図ります。

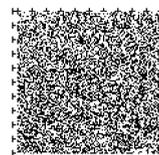
#### ▶ 主な取り組み

相談支援事業の充実

基幹相談支援センター  
の整備

地域生活への移行・  
定着の支援

新規



## 基本目標2 社会参加の促進

### 分野4:療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもや支援を必要とする子どもが、地域で健やかに成長できるような各種支援の充実や、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちが「ともに学び、ともに育つ」教育体制の構築を図ります。

#### ▶ 主な取り組み

就学前の障がい児  
保育・教育の充実

「ともに学び、ともに  
育つ」教育システムの  
構築

療育体制の充実

### 分野5:雇用・就労の推進

ハローワーク等の関係機関と連携し、一人ひとりの状況・希望に応じた雇用・就労を促進するとともに、サービス提供事業者に対して、障がいに関する理解促進や合理的配慮の提供に関する周知の徹底を図ります。

#### ▶ 主な取り組み

障がい者雇用の促進

就労の場の拡充・推進

福祉施設から  
一般就労への移行

### 分野6:文化芸術・スポーツ活動等の推進

障がいの有無にかかわらず、文化芸術・スポーツ活動や余暇活動に取り組むことができ、地域等と多様な交流ができる環境の整備を図ります。

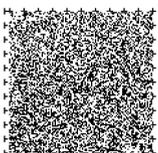
#### ▶ 主な取り組み

文化芸術活動の充実

新規

スポーツ・  
レクリエーション活動  
の充実

自主事業活動の支援



## 基本目標3 共生社会の実現

### 分野7: 人権の尊重と差別の禁止、合理的配慮の提供

障がいのある人の権利擁護のための制度の普及や虐待防止に向けた取り組みを推進するとともに、共生社会の実現に向けて、障がいへの理解促進、合理的配慮の提供等に関する啓発・支援を行います。

#### ▶ 主な取り組み

権利擁護の推進と  
虐待の防止

成年後見制度の  
周知と利用促進

「『みんなで咲かそう手話の花』交野市手話言語  
条例」の周知・啓発

### 分野8: 安心・安全に暮らせる生活環境の整備

地域での自立した生活、安心して暮らしていける環境づくりに向けて、住環境の整備、移動手段の確保、ユニバーサルデザインの考え方に基づく取り組みの推進、災害対策・防災対策等の推進を図ります。

#### ▶ 主な取り組み

外出・移動の支援

情報活用の  
バリアフリー化

災害対策の推進

防犯対策の推進

### 分野9: 地域福祉の推進

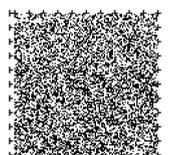
障がいのある人が安心して生活できる地域社会の構築を目指し、関係機関等と連携した福祉の担い手の育成や地域のネットワークづくりを進め、地域福祉の推進を図ります。

#### ▶ 主な取り組み

障がい者自立支援  
協議会の活性化

福祉の担い手の育成

住民主体の地域福祉活動  
ネットワークづくり



## 計画の推進体制

### 1 連携・協力体制の確保

計画の総合的・効果的な推進に向けて、障がい福祉課を中心とした庁内部局間の連携はもとより、大阪府、サービス提供事業者、福祉・保健・医療・教育・雇用等の関係機関等との協力体制を確保します。

また、交野市障がい者自立支援協議会と緊密な連携・協力を図り、計画の着実な推進に努めます。

### 2 地域福祉に関わる関係団体等との連携

社会福祉協議会の活動を核としながら、民生委員児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会、老人クラブ、ボランティアや自治会等、地域福祉の関係機関との一層の連携を図り、地域福祉推進に向けた体制を整備します。

また、障がい者(児)団体との連携により、障がいのある人やその家族等の経験・視点・専門性の施策への反映と活用を図ります。

### 3 サービス提供体制の整備

事業の確実な実施のために必要となる専門職等の力量向上や、人材の確保のため、社会福祉法人やサービス提供事業者、市民、障がい者(児)団体等の協力を得ながら、サービス提供体制の整備を図ります。

### 4 計画の評価・管理

PDCAサイクルに基づき、定期的に「交野市障がい者(児)生活支援推進審議会」における評価・点検を行います。また、障がい者自立支援協議会や障がい者(児)団体との意見交換等を通じて、計画の実施状況について検証を行い、必要かつ効果的な施策・事業の実施に努めます。

また、社会情勢の変化等により本計画に変更の必要性が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

交野市第4次障がい者(児)福祉長期計画 概要版

発行年月: 令和3年3月

発行: 交野市 編集: 交野市福祉部障がい福祉課

〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1

交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)内

TEL: 072-893-6400 FAX: 072-895-6065

メールアドレス: hukusi@city.katano.osaka.jp

